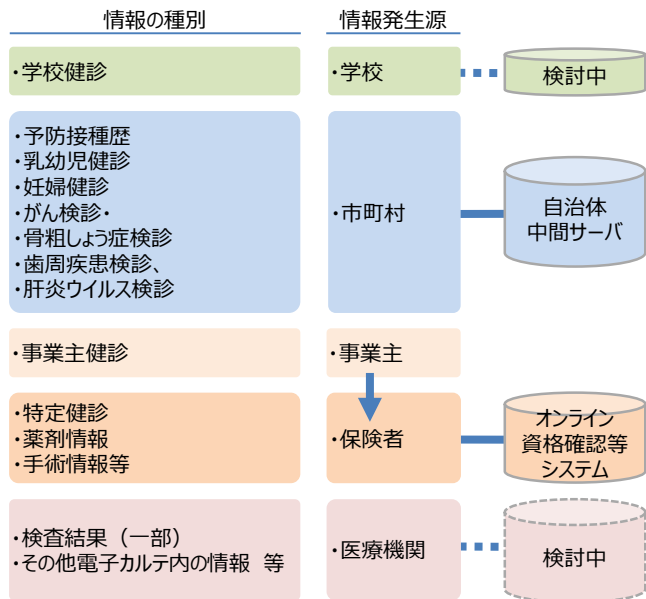


PHR (Personal Health Record) サービス の利活用に向けた国の検討経緯について

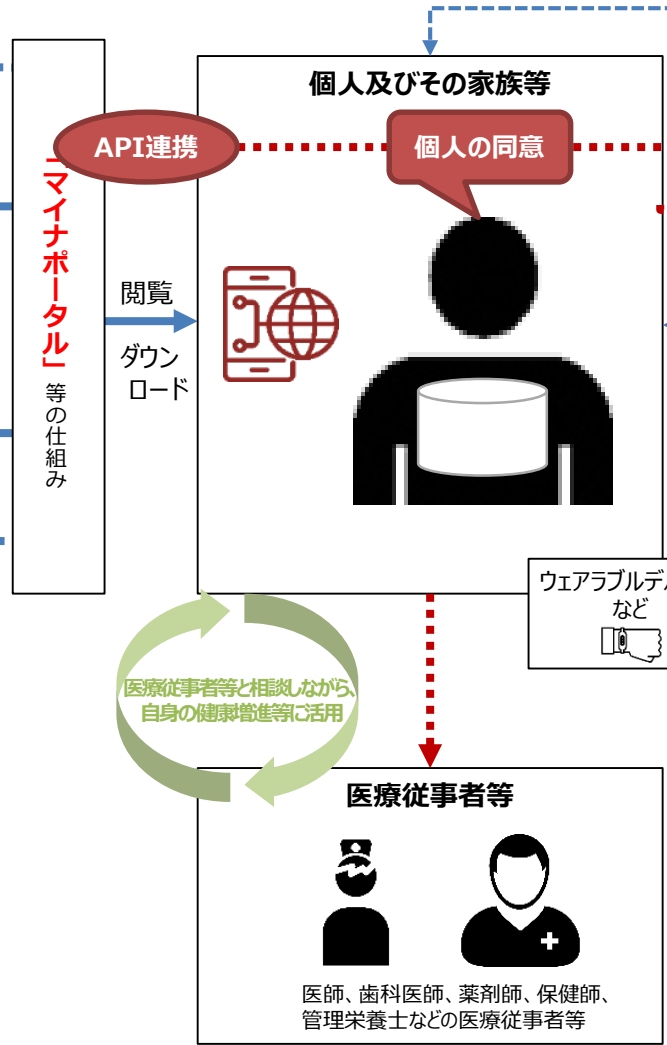
PHRの全体像

第4回健康・医療・介護情報利活用検討会、
第3回医療等情報利活用WG及び第2回健診等情報利活用WG
(令和2年10月21日)資料6を一部改変

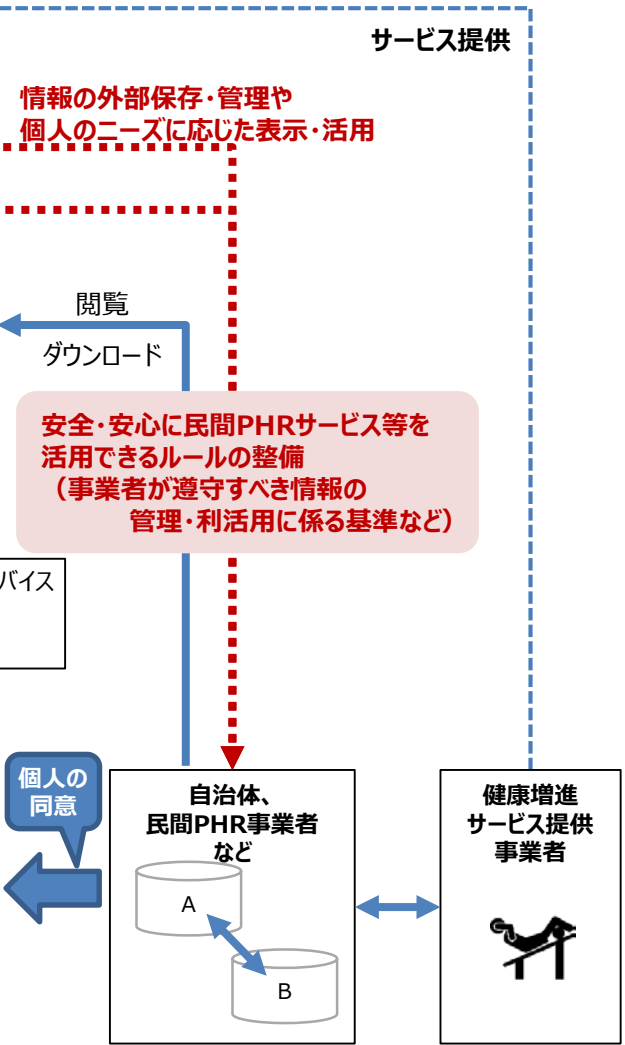
保健医療情報



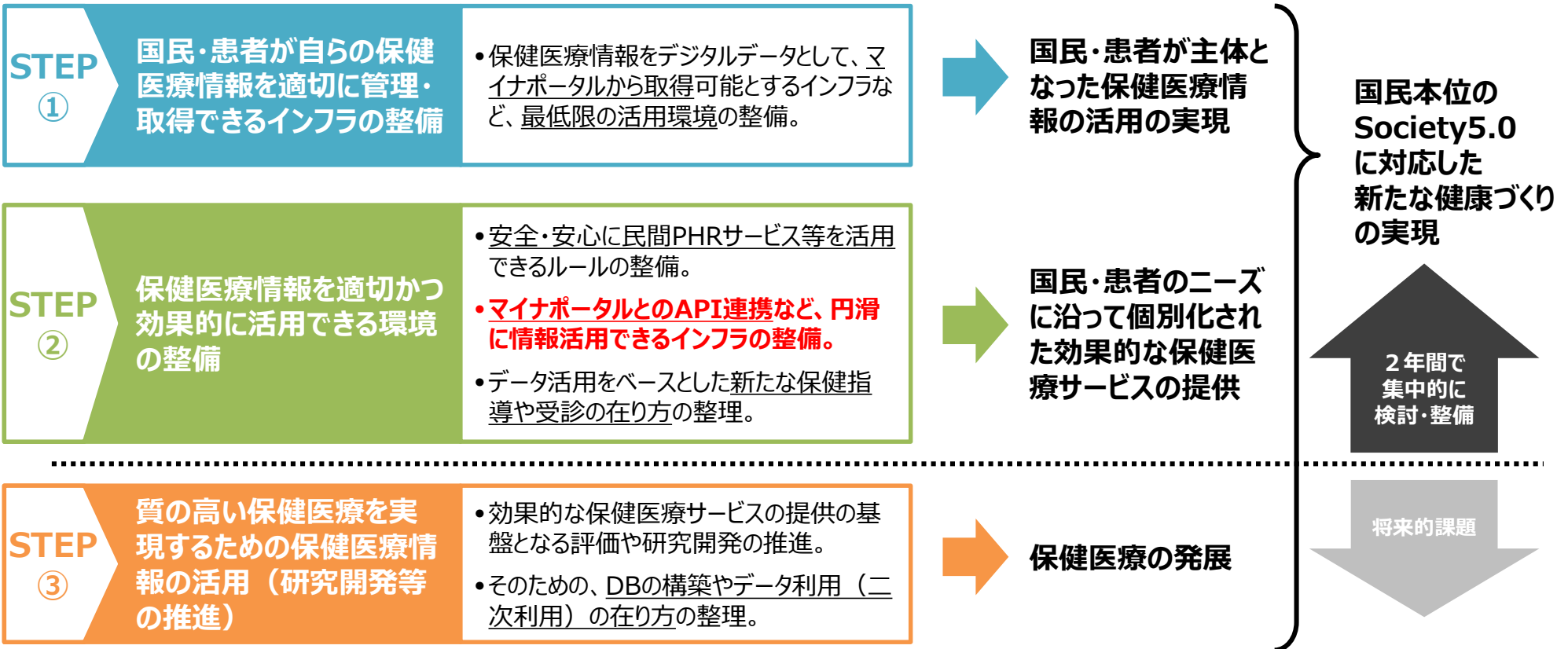
個人による閲覧（PHR）



情報の利活用



- 今後、保健医療分野では、予防・健康増進の重要性が高まるとともに、個別化されたより効果的な介入等への期待が高まっている。
- そのためには、保健医療情報の適切かつ効果的に活用できる環境を整備することが必要。具体的には、
 - ① 国民・患者が自らの保健医療情報を**適切に管理・取得**できるインフラの整備
 - ② 保健医療情報を**適切かつ効果的に活用**できる環境の整備
 - ③ **質の高い保健医療を実現**するための保健医療情報の活用（研究開発等の推進）を目指し、取組を進めていくことが必要。



- 国民が効果的に**保健医療情報を活用できる環境を整備**するためには、**公的に最低限の利用環境を整備する**とともに、**民間PHR事業者の活力**を用いることが必要不可欠。
 - **個人が取得した保健医療情報を自身で適切に管理**できるようにする。
⇒ 相互運用性、情報流出・二次利用対策など
 - 個人のニーズに応じて、**保健医療情報を安全・安心かつ効果的に利活用**できるようにする。
⇒ 民間サービスとの連携、医療機関等への提示など
 - **将来的に**、保健医療の発展（サービスの質の向上）に向けて、**適切に研究開発等へ活用**できるようにする。

実現に向けて以下の整備が必要

安全・安心に民間PHRサービス等を活用できるルールの整備

- 国民が安心して民間PHRサービスを活用するには、事業者が遵守すべき情報の管理・利活用に係る基準（情報セキュリティ、利用目的、同意取得、相互運用性など）を整理することが必要。

マイナポータルとのAPI連携

- 個人が、データファイルをダウンロードして、事業者にデータファイルを提供する等の手間等をなくすために、API連携が必要。

(課題)

- ✓ (マイナポータルAPI連携に求める基準の整理を含む) 適切なルールの整備。
- ✓ (マイナポータルAPI連携に係るものを含む) ルールの要件を満たしていることを証明するための仕組み。
- ✓ サービスの技術革新のスピードに対応できる見直しの体制。

(参考) データヘルス集中改革プラン等の工程の具体化 (案)

ACTION 1 : 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、**令和4年夏を目途に運用開始**

ACTION 2 : 電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い**令和4年夏を目途に運用開始**

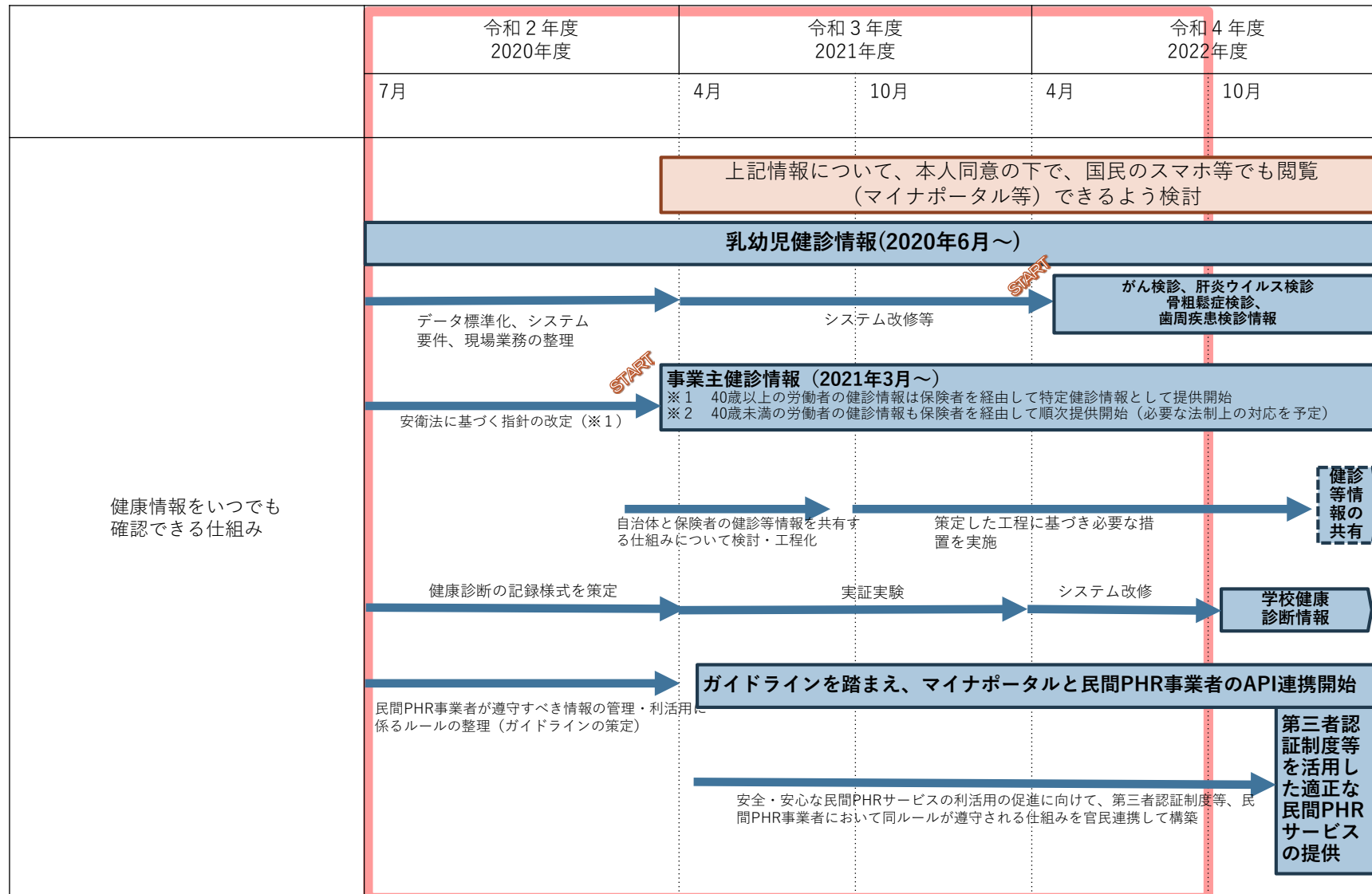
ACTION 3 : 自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、**令和4年度早期から順次拡大し、運用**



(参考) データヘルス集中改革プラン等の工程の具体化 (案)

第6回健康・医療・介護情報利活用検討会、
第5回医療等情報利活用WG及び第3回健診等情報利活用WG
(令和2年12月9日) 資料3を抜粋



PHRサービスモデル等の構築

- 近年、クラウドやモバイル（スマートフォン）の普及とあいまって、個人の医療・介護・健康データであるPHR（Personal Health Record）を**本人の同意の下で様々なサービスに活用**することが可能になってきている。
- 平成28年度から平成30年度まで、日本研究医療開発機構（AMED）の研究開発事業において、①妊娠・出産・子育て支援、②疾病・介護予防、③生活習慣病重症化予防、④医療・介護連携にかかる**新たなサービスモデルの開発**等を実施した。
- 令和元年度においては、上記事業の成果も踏まえ、PHRサービスの普及展開に向けて必要なルールの在り方などの検討を実施。

自治体



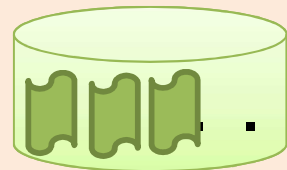
保険者
(健保・国保等)



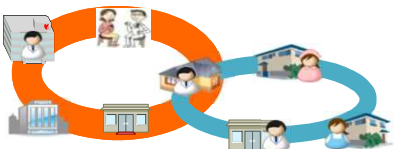
本人同意のもと
データ収集



PHRデータ
連携サーバ



医療機関・EHR



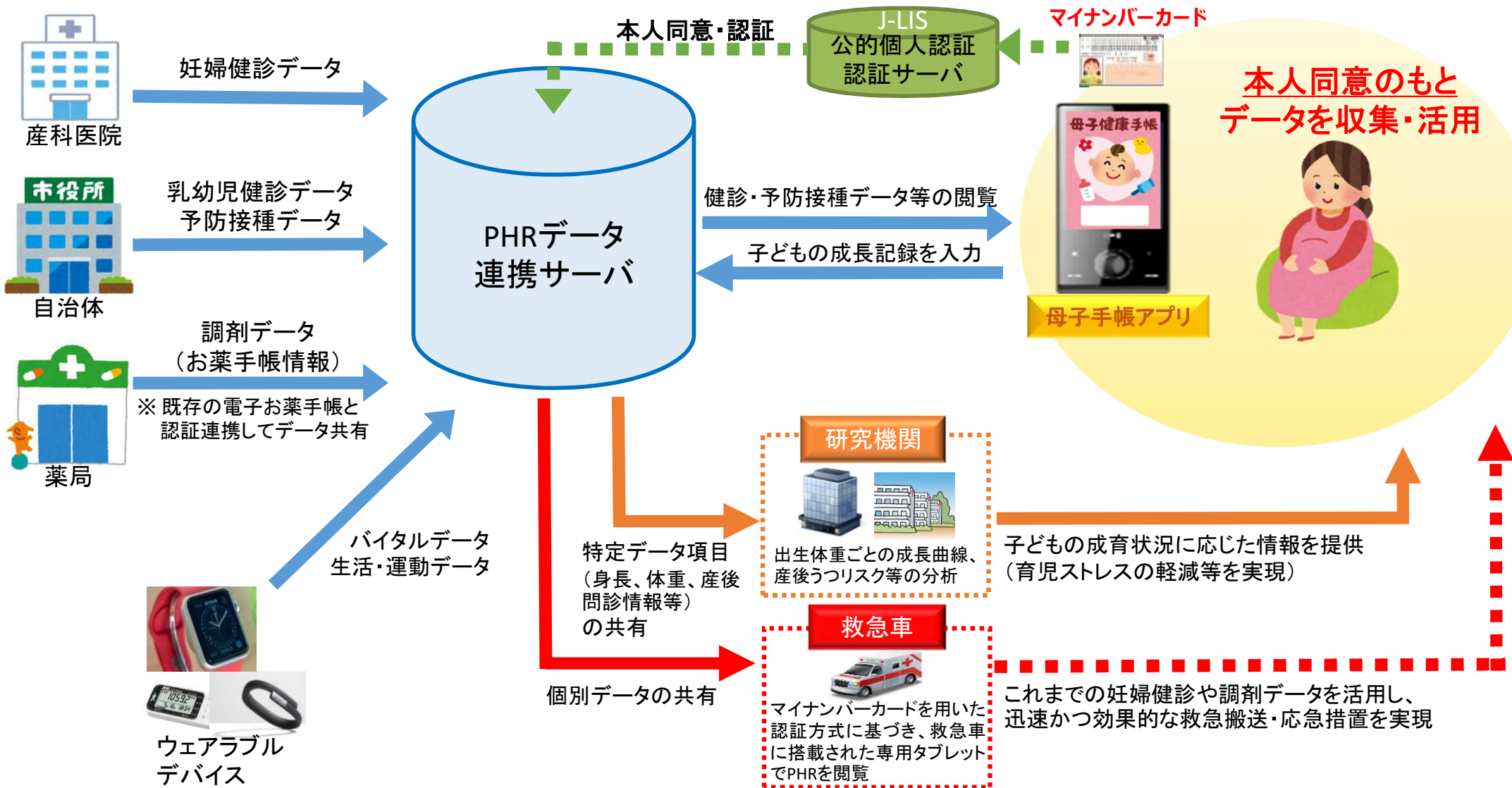
【アプリを通じて個人の医療・健康情報を時系列で収集・活用】

本人

【自らのライフステージに応じてアプリを取得】

(参考) 「妊娠・出産・子育て支援PHRモデル」(前橋市)の概要

- マイナンバーカードを活用した本人同意・認証のもと、自治体保有の乳幼児健診や予防接種に関するデータを自動で市民のアプリに連携する仕組みを実現した他、産科医院の妊婦健診に関するデータ、お薬手帳のデータ等もPHRとして入力することが可能となった。
- これらのPHRデータを関係者で共有・活用することで、母子への効果的な健康支援等へ活用する仕組みや救急時に活用する仕組みを推進。



(参考) 「生活習慣病重症予防化PHRモデル」(西宮市、郡山市、多久市、那珂川市)の概要

- 保険者保有の特定健診データ、病院・診療所や検査センターから取得する診察・検査データ、薬局から取得する調剤データ、自己測定の高血圧や血糖など本人がスマートフォンで入力したバイタルデータ等の被保険者のPHRデータを保険者や疾病管理事業者が利用して糖尿病の重症化を予防。
- 6臨床学会※により検討され承認を得た「生活習慣病自己管理項目セット」及び「PHR推奨設定」(正常範囲値やリスク階層別の閾値、閾値に応じたアラートを設定)の各項目の閾値を超えると本人のスマートフォンのPHRアプリに介入アラートが通知される。アラートが通知された場合、本人の同意の下でPHRを参照した保険者等が患者に適切な指導を実施する。

例) 家庭血圧(収縮期) 165以上(糖尿病発症者) →適切な指導を実施

※ 日本糖尿病学会・日本高血圧学会・日本動脈硬化学会・日本腎臓学会・日本臨床検査学会・日本医療情報学会

